

## 福祉サービス第三者評価事業受審率向上策について（案）

県内社会福祉事業者を対象としたアンケート及び評価機関からの聞き取り結果（別紙）をもとに、以下のとおり対応策の検討を行なった。

## 1 国要望の検討

(1) 要望・提案先：厚生労働省

(2) 内容

福祉サービス第三者評価事業を受審する事業者の負担軽減のため、さらなる評価基準の削減ができないか検討を行ない、要望に当たっては、併せて公費負担（報酬加算）の新設・拡充を求める。

<参考>

(1) 県評価基準の変遷（保育所）

区 分		H17 策定	H23 改正	R 2 改正	増 減 (R2/当初)
評 価 細 目	共通評価細目	5 5	5 3	4 5	81.9%
	内容評価細目	3 1	2 4	2 0	64.5%
	県独自評価細目	1 8	1 2	0	皆減
	計	1 0 4	8 9	6 5	62.5%

(2) 公費負担の現状

区 分	義務	公費負担
・保育所	5年に1回の受審を努力義務化。(H27)	公定価格における第三者評価受審加算あり。(費用の半額(15万円を限度)を加算。(H27))
・高齢者施設 ・障害施設	第三者評価の実施状況を重要事項説明書等に記載し、説明することを義務化(H30)	なし
・社会的養護施設	3年に1回の受審を義務化。(H24)	措置費における第三者評価受審加算あり。(上限30万8,000円を加算。(H24))

## 2 監査周期の見直しの検討

保育所については、毎年度施設指導監査を行っているが、第三者評価事業を受審したその年度の施設指導監査で指導事項（改善・助言）がない場合に監査周期を緩和することを検討する。

また、福祉指導課 介護指導班、障害指導班へ指導監査等についても、保育所と同様の取組みを検討する。

＜参考＞種別ごとの受審実績

サービス種別	施設数 (2.4.1)	受審数累計	受審率
保育所	415	283	68.2%
特養・養護	335	83	24.8%
軽費	56	13	23.2%
障害児施設（入所）	17	4	23.5%
障害児施設（通所）	606	1	0.2%
障害者施設（入所）	76	62	81.5%
障害者施設（通所）	1,252	19	1.5%
通所介護	1,514	9	0.6%
訪問介護	724	1	0.1%

## 3 第三者評価の周知

県内社会福祉事業者に対する第三者評価事業の受審促進及び一般県民への第三者評価事業に関する啓発のために以下の取り組みを行う。

- (1) 利用者向け制度周知のパンフレットの作成
- (2) 地域包括支援センター等に情報提供
- (3) 社会福祉人材センターの求人欄に項目追加
- (4) 保育士会等の団体の総会等で紹介
- (5) 市の指導監査の活用（継続）
- (6) 県社協のHP等に受審施設を掲載
- (7) 静岡県公式 YOUTUBE で動画配信

## 4 事務負担軽減ツールの検討

事業所の自己評価の集計等の作業を軽減できるツールの開発を評価機関の意見を踏まえ検討する。

## 5 評価機関の充実

項目	内容
(1) 評価調査者の増	継続研修の通知時に未所属の調査者に働きかけを行う。
(2) 評価機関の増	本年度評価機関募集説明会には2者が出席し、新規認証を検討中。
(3) 評価調査者の質の向上	全国組織による研修等の運営を要望。(研修の開催はブロックごと)

## 6 その他受審向上策

- ・ 公立保育所に対する受審促進…市町の課長以上に依頼
- ・ 大規模社会福祉法人に対する受審促進…理事長に依頼
- ・ 施設整備の加算ポイントに第三者評価受審を加えられないか検討